

令和4年稲敷市農業委員会第12回総会

〔12月12日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第4条事業計画変更申請
日程 6 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請
日程 7 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第5号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第7号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）
日程11 議案第8号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項
（農用地利用配分計画の公告）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
日程11 議案第8号
-

出席委員

1番	埴本典勇君	10番	黒田和夫君
2番	山口幸一君	11番	山下恭一君
3番	横田悌次君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君

6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和4年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員6名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は10番黒田和夫委員、11番山下恭一委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を報告いたします。

7ページまでの8件でございます。この届出は、所有者欄に記載されている方が、申請事由欄に記載がある相続日に死亡したことにより、届出人が、相続により農地の所有権を取得したものであります。なお、備考欄に記載がありますように、いずれの権利取得者も、自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書8ページをお開き願います。

報告第2号「農地法第18条（通知）」を報告いたします。

農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。議案書8ページから12ページまでの5件になります。8ページの申請番号1番、2番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。9ページの申請番号3番から12ページの申請番号5番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。なお、申請番号4番と5番で、農地が別れて記載されておりますが、それぞれ農地の地権者ごとの記載となっているものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第1号農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 13ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 四箇字四箇、他1地区、田3筆、9,904㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 上之島字上之島、田1筆、803㎡ についてでございますが、受人が自作地に隣接

し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 手賀組新田字大重、田3筆、12,088㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号1番について、報告いたします。

12月9日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、耕運機1台を所有しております。乾燥調製は委託です。農作業従事日数は150日、経営面積554アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

続きまして、申請番号2番について、報告いたします。

12月7日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。農機具は〇〇〇地区の〇〇〇〇氏と共同で作業しています。農作業従事日数は150日、経営面積1025アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。申請番号3番について、報告いたします。

12月4日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は全面積転作により牧草を作っております。農機具の所有状況は、トラクター1台、集草機1台、ブロードキャスター1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積135アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程５ 議案第２号 農地法第４条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 議案第２号「農地法第４条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） １４ページをお開き願います。

議案第２号「農地法第４条事業計画変更申請」でございます。

申請番号１番 桑山字境町外１地区、田３１筆、３８，８０８．０７㎡についてですが、令和４年３月総会で審議いたしました農地改良について、期間延長するための事業計画変更でございます。期間が令和４年１２月３１日までの許可内容でしたが、令和５年１２月３１日まで延長するものでございます。なお、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可期間内であり、別紙審査表のとおり農地転用基準に該当するものと考えられます。以上、議案第２号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を篠崎惣壽委員よりお願いいたします。

○１４番（篠崎惣壽君） １４番篠崎です。申請番号１番について、去る７日木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農地改良の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第２号「農地法第４条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程６ 議案第３号 農地法第５条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第３号「農地法第５条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） １７ページをお願いします。

議案第３号「農地法第５条事業計画変更申請」でございます。

申請番号１番 桑山字境町、田１筆、９０７．９㎡についてですが、令和４年３月総会で審議いたしました農地改良のための工事用進入路について、農地改良の期間延長に伴い、進入路につきましても期間延長するものでございます。期間が令和４年１２月３１日までの許可内容でしたが、令和５年１２月

31日まで延長するものでございます。別紙審査表のとおり農地転用基準に該当するものと考えられます。以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き、調査委員からの調査報告を篠崎惣壽委員よりお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号1番について、去る7日木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農地改良のための、工事用進入路として利用する期間を延長するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第4号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 議案第4号 農地法第5条（知事）を議題といたします。なお、申請番号10番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、のちほど審議いたします。申請番号1番から9番と11番から15番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 18ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 上根本字矢萩台、畑2筆、1,492㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル160枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、小売電気事業の登録済で東電との接続契約も了しております。

申請番号2番 須賀津字足介、田5筆、2,877㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、建築業を営んでおりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足していることから申請に及んだものでございます。

申請番号3番 沼田字息栖平、畑3筆、2,132㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

申請番号4番 沼田字息栖平、畑1筆、1, 878㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

申請番号5番 高田字山中下、田2筆、1, 465㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、275ワットパネル325枚設置。

申請番号6番 高田字天ノ宮、畑1筆、2, 900㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

申請番号7番 高田字中根、畑2筆、1, 505㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

申請番号8番 高田字沖、田1筆、1, 624㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

申請番号9番 時崎字赤羽根、畑1筆、1, 789㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル168枚設置。

なお、申請番号3番から9番については、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定の協議または事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 幸田字出戸、畑2筆、1, 295㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は医療法人で、近くで病院等を運営しており、新たに介護医療院を建築するものでございます。全体事業計画が2, 962㎡で鉄骨平屋建て1棟、1, 233.58㎡を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道に接続する計画でございます。

申請番号12番 神宮寺字馬場尻、外1地区、畑2筆、875㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル160枚設置。

申請番号13番 神宮寺字揃内、畑1筆、849㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル140枚設置。

申請番号14番 古渡字寺台、畑1筆、1, 355㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

申請番号15番 柏木字勇所、畑1筆、2, 719㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。

なお、申請番号12番から15番については、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定の協議または事業者との売電契約等を了しております。これで、議案第4号申請番号1番から9番および11番から15番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。申請番号1番について、去る7日、沼崎推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありません。

でした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番（高須一郎君） 16番高須です。申請番号2番について、去る7日、宮崎推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番、4番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。申請番号3番、4番について、去る7日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番から8番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号5番から8番について、去る7日、藤巻推進委員、水飼推進員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号9番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号9番について、去る7日、木野内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号11番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号11番について、去る7日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、介護医療院用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号１２番、１３番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○７番（吉田 武君） ７番吉田です。申請番号１２番、１３番について、去る７日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号１４番、１５番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○１２番（野口克行君） １２番野口です。申請番号１４番、１５番について、去る７日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
墳本委員。

○１番（墳本典勇君） 太陽光発電の設置枚数と発電力については、電力会社の意向で決めているのですか。

○農業委員会事務局係長（平沢心平君） ワット数が高くなればパネル数は少なくなりますし、日当たり、地形、パネルの傾きによってパネルの数は違ってきます。経済産業省の認定証を確認しています。

○１番（墳本典勇君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第４号「農地法第５条（知事）」の申請番号１番から９番及び１１番から１５番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第４号 農地法第５条（知事）の申請番号１０番を議題いたします。本件は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づく議事参与の制限に、篠崎惣壽委員が該当いたしますので、１４番篠崎惣壽委員の退室を求めます。

（篠崎委員退室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 21ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条（知事）」

申請番号10番 高田字横田山、畑2筆、2,386㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。これで、議案第4号申請番号10番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を村山委員よりお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号10番について、去る7日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございました。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

木内委員。

○6番（木内昌秀君） パネル設置に土地を借りるのは何年契約ですか。また業者が大阪府で遠方ですが、どこが、誰が管理するのですか。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君）

契約は20年間の賃貸借です。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

具体的な業者名は把握していませんが、現地の管理は委託された業者が行います。

○6番（木内昌秀君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地法第5条（知事）」の申請番号10番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。14番篠崎惣壽委員の入室を認めます。

（篠崎委員入室）

日程8 議案第5号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 23ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付1件でございます。

申請番号1番 阿波崎字原山、畑1筆、664㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をわたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号1番について、去る7日、木内委員と推進委員の黒田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 24ページをお開き願います。

議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、23件、82筆、184,227㎡、再設定が、7件、38筆、44,358.06㎡の利用権設定でございます。なお、申請番号8番11番の貸付人の住所、および申請番号24以降の備考欄への【再設定】の記載、また、議案第7号8号申請番号1番4番の貸付人の住所の記載が漏れてし

まいりました。申し訳ありません。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第7号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 44ページをお開き願います。

議案第7号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理の取得（農用地利用集積計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、5件、17筆、38,470㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号【中間管理権、基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第8号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 47ページをお開き願います。

議案第8号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規配分が5件、17筆、38,470㎡、再配分が5件、26筆、32,966㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時10分開会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

10番委員 黒 田 和 夫

11番委員 山 下 恭 一